

# 公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-142
(2) 件 名	緩速ろ過池ろ過砂洗浄業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	ろ過砂洗浄（1㎡に対する洗浄業務単価） ※機械器具損料及び現場管理費を含む 年間発注予定数量 久世浄水場20池（A=150㎡、t=5cm）、城内浄水場12池（A=125㎡、t=5cm）、江川浄水場12池（A=150㎡、t=5cm）、西河内第2浄水場6池（A=126㎡、t=5cm） その他不定期に立誠浄水場、月田浄水場あり 砂層の汚れ具合により洗浄厚さ並びに回数が増減することがある
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

## 緩速ろ過池ろ過砂洗浄業務仕様書

### 1. 総 則

- (1) 業 務 名 緩速ろ過池ろ過砂洗浄業務
- (2) 業 務 場 所
- ・ 上水道施設  
西河内第2浄水場（真庭市西河内1002）  
久世浄水場（真庭市久世3272-1）  
城内浄水場（真庭市勝山2）  
江川浄水場（真庭市江川1209）
  - ・ 簡易水道施設  
立誠浄水場（真庭市鹿田2236-1）  
月田浄水場（真庭市月田333-2）
- (3) 業 務 概 要 使用終了したろ過池の藻等ごみの除去、壁面洗浄および、ろ過砂洗浄（機械器具損料及び現場管理費を含む1㎡に対する洗浄業務単価を提示すること）
- (4) 工 期 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 施工担当課 建設部上下水道課
- (6) 適 用 範 囲 本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、下記目的の業務にあたり当然必要と思われるものについては施工担当課の係員（以下「監督員」という。）と協議の上請負者の責任において実施し誠実に施工すること。
- (7) 入札参加資格 緩速ろ過池のろ過砂洗浄業務を元請けとして施工した実績を、過去3年間にわたり毎年有すること。なお、入札の際に上記の実績を記載した一覧表(任意様式)を作成し、提出すること。

### 2. 特 記 事 項

- (1) 業 務 内 容
- 市内各浄水場の緩速ろ過池における、藻等ごみの除去、壁面洗浄および、指定厚（通常 $t=5\text{cm}$ ）のろ過砂掻き取り、ろ過砂洗浄、洗浄後のろ過砂敷きならし（通常工期1日）
- ※年間発注予定数量（砂層の汚れ具合により、洗浄厚さや回数が増減することがある。）
- 久世浄水場20池（ $A=150\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）
  - 城内浄水場12池（ $A=125\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）
  - 江川浄水場12池（ $A=150\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）
  - 西河内第2浄水場6池（ $A=126\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）
- 不定期に月田浄水場（ $A=58\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）、立誠浄水場（ $A=100\text{m}^2$ 、 $t=5\text{cm}$ ）等他の浄水場を施工することがある。（前年度実績：月田浄水場1池、立誠浄水場2池）

## (2) 施 工 計 画

業務中にも施設の利用があるため、安全に配慮し仕様に支障がないように施工計画を立てること。また、施工日については、監督員と事前に協議を行い、監督員の指示に従い実施すること。水道施設であるため、衛生面には十分に配慮し業務に伴い浄水を汚濁することのないようにするとともに、業務区域以外にはむやみに立ち入ることのないよう注意すること。

## (3) 安 全 管 理

機器類は、衛生的であり適切な整備を施された物を使用すること。また、作業前に始業前点検を実施し、安全に留意すること。

## (4) 撤去材の処分について

清掃時の排水は、監督員の指示に従い適切な箇所へ排水すること。

## 3. 共 通 事 項

### (1) 疑 義

1) 入札前に質疑の生じる場合は、令和8年3月16日(月)12時までに真庭市建設部上下水道課に文書(FAX可)にて送付すること。

(FAX番号：0867-42-1403)

2) 請負者は、業務の施工中も疑義が生じた場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けて施行すること。

### (2) 損傷部補修

業務に際し、建造物及び機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用は、すべて請負者の負担とする。

### (3) 秘密の厳守

本業務の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

### (4) 申請・手続き

施工に伴い、各種法令に基づく申請・手続きが必要な場合は、請負者において遅滞なく行うこと。

### (5) 法令の遵守

業務にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守し施行すること。

以上